

宮若市地域公共交通計画

宮 若 市

はじめに. 計画策定の目的と概要

1. 計画策定の目的と背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象区域と計画期間	2

第 I 編 現況分析と課題

第 1 章. 宮若市の概況	4
1-1. 地域の現状	4
1-2. 公共交通の現状	24
第 2 章. 市民ニーズ及び交通事業者等の意向	45
2-1. 市民ニーズ	45
2-2. 交通事業者等の意向	63
第 3 章. まちづくりの方向性（上位・関連計画の整理）	67
第 4 章. 宮若市の公共交通に係る課題	69

第 II 編 地域公共交通計画

第 1 章. 公共交通の基本方針	72
1-1. 宮若市の公共交通の将来像	72
1-2. 宮若市の公共交通の基本方針	73
1-3. 公共交通ネットワークのあり方	74
第 2 章. 計画の目標と目標達成に向けた取組み	79
2-1. 計画目標の設定	79
2-2. 計画目標の数値指標	80
2-3. 目標達成のために行う事業・事業主体・実施時期	82
第 3 章. 計画の進捗管理	94
3-1. 施策のマネジメント体制	94
3-2. 施策評価の基本的考え方	95
3-3. 評価・検証のスケジュール	96
3-4. 支線軸や地域連携軸・エリアにおけるネットワーク評価の視点	97
3-5. 支線軸や地域連携軸・エリアにおけるネットワークの改善方針	98

■策定経緯	101
■宮若市地域公共交通会議委員名簿	102

はじめに． 計画策定の目的と概要

1. 計画策定の目的と背景

宮若市における公共交通利用は、総体的に減少傾向にあります。

その主な理由は、これまではモータリゼーションの進展に伴う自家用自動車への移動手手段の転換でしたが、自動車保有台数が頭打ちとなっている現在、それでもなお公共交通利用が減少しているのは、少子化や人口減少及び、高齢者の免許保有率の上昇が大きく影響していると考えられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、生活様式の変化等により公共交通利用が伸び悩み、長引く円安や情勢不安による燃料費の高騰が公共交通事業経営を圧迫、運転手の高齢化と人材不足など、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

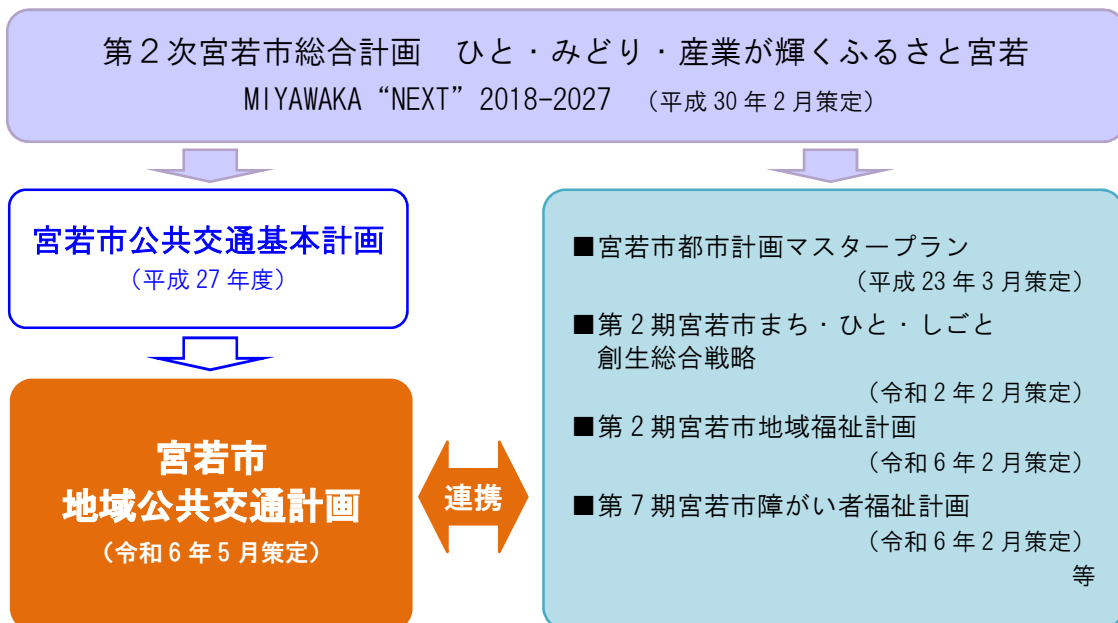
一方、平成26年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」の全面改正が行われ、まちづくりと連携が位置づけられ協議会での審議を踏まえる計画制度となり、さらに令和2年より計画作成は自治体の努力義務となりました。

そこで本市では、平成27年度に「宮若市公共交通基本計画」を策定し、計画の基本方針に基づき様々な交通施策を実施してきました。さらに、令和5年10月実施した「宮若市の公共交通に関するアンケート」をもとに住民意向を把握し、宮若市の望ましい公共交通のあり方を検討してきました。

これに基づき、まちづくりと一体となった**持続可能な公共交通ネットワークの構築**を目指し、移動手手段の確保による生活への不安を解消し、暮らしやすく魅力ある地域を創り上げるため、効果的かつ効果的な施策を推進させる『**宮若市地域公共交通計画**』を策定します。

2. 計画の位置づけ

「宮若市地域公共交通計画」（以降、本計画という）は、「第2次宮若市総合計画」を踏まえて、「宮若市都市計画マスタープラン」や「宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画と連携を図り策定します。



3. 計画の対象区域と計画期間

(1) 計画の区域

本計画は、福岡県宮若市全域を対象とします。

なお、必要に応じて隣接及び近隣の市町との連携を図り、路線の検討を行います。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年(2024年)6月から、令和11年(2029年)3月までとします。

なお、期間内においても必要に応じて、計画の見直し、修正を行います。ただし、第I編については、計画策定(令和5年度)当時の現状分析と課題について記載していることから、修正は行わないこととする。

(3) 計画の枠組み

本計画は、以下の7つの項目で構成します。



図 宮若市地域公共交通計画の枠組み